**◆加藤勝信厚生労働大臣、保育所・認定こども園等の**

**新型コロナウイルス感染症への対応について閣議後会**

**見で発言**

令和2年3月13日、加藤勝信厚生労働大臣は閣議後の記者会見で、保育所・認定こども

園等の関係者の新型コロナウイルス感染症対策について、下記のように発言しています。

先の保育三団体協議会（本会・全国私立保育園連盟・日本保育協会）と厚生労働省子ども

家庭局保育課との意見交換における、保育士等職員の状況や現場の実情などの意見を踏ま

え、開所を続けている保育所等への感謝にも触れられています。

|  |
| --- |
| 加藤大臣 閣議後会見（令和2年3月13日）での発言今般の小学校の臨時休業に当たり、保育所については、家に1人でいることができない小さなお子さんが利用していることから、原則として引き続き開所をお願いしているところです。開所のためにいろいろ御尽力いただいている保育園はじめ関係者の方々に、改めて感謝を申し上げます。厚生労働省としても、保育所における感染拡大を防止するため、マスクや消毒薬等の購入にかかる費用を助成するなどの支援を行っております。一方、現場の現状について、保育団体等から、小学校等の休校のため保育士の方等が休まざるを得ず、人員が不足している保育所があるという話を聞いております。このような場合に、市町村の要請に基づき、小学校等の一斉休校に伴ってご自宅におられる保護者の方などについて、保育所から園児の登園を自粛するようお願いしている事例があると承知しています。保護者の皆さまにおかれては、市町村や保育所からこのようなお願いがあった場合で可能な時には、保育所が適切な保育の提供を継続するために、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。また、その際の保育料ですが、弾力的に軽減することについては、内閣府において対応いただいていると承知しています。 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「29」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て

支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタ**

**ノールの取扱いについて（厚生労働省）**

令和2年3月10日、厚生労働省は標記事務連絡を発出しました。

一斗缶などの大容量消毒用エタノールを他の容器に詰め替えて使用する際の取扱いにつ

いて、改めて周知するものです。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて1．イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。なお、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授与等は行わないこと。2．容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「25」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て

支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の**

**備蓄の積極的放出について（厚生労働省）**

令和2年3月13日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市民生主管部局宛てに、

標記事務連絡が発出されました。

自治体で備蓄されているマスク・消毒用アルコール等について、児童福祉施設に対して

も積極的に配布するよう促しています。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について（依頼）（前略）国においては、3月10日に開催された第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」を決定し、「マスクの転売行為の禁止」や「布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布」等の取組を実施することとしました。また、各省庁が通常使用するマスクの一部（約250万枚）についても、都道府県に送付し、医療機関に提供することとしたところです。高齢者施設については、「都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について」（令和2年3月12日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）により、各地方自治体におけるマスク等の備蓄の積極的放出をお願いしているところですが、障害者支援施設等や児童福祉施設等、保護施設等においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止に加え、日常的な業務等における衛生の確保のため、マスク等の確保が必要です。ついては、当面マスク等の需給の逼迫が継続していることを踏まえ、マスク等の衛生用品の在庫について、他部局とも連携しながら、社会福祉施設等に可能な限り積極的に放出いただきますよう、検討をお願いいたします。併せて、在宅でサービスを利用している医療的ケアが必要な児童等のニーズについても御配慮いただくようお願いいたします。（後略） |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「30」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て

支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆認定こども園における新型コロナウイルス感染症へ**

**の対応に関する幼保連携型認定こども園園児指導要録**

**等の扱いについて（内閣府）**

令和2年3月13日、内閣府より標記事務連絡が発出されました。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）新型コロナウイルス感染症への対応に関する幼保連携型認定こども園園児指導要録等に関する Q&A問1幼保連携型認定こども園を臨時休業とした場合（1号認定子どもについてのみ臨時休業とした場合を含む。）、その期間における幼保連携型認定こども園園児指導要録（以下「指導要録」という。）の「出欠状況」における教育日数はどのように記載すればよいか。○　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条において準用する、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、教育日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。（なお、1号認定子どもについてのみ臨時休業とした場合であっても、2号認定子どもについても、教育日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。）問2幼保連携型認定こども園を臨時休業とはしないが、自治体又は幼保連携型認定こども園の判断により、家庭で園児を保育できる場合には園に登園させる必要がない旨を保護者に通知し、その通知に基づいて園児が登園しない場合には、指導要録はどのように扱えばよいか。○　指導要録上は出席日数には含まず、「特に配慮すべき事項」等において、自治体又は幼保連携型認定こども園の通知等に基づいて登園しなかった旨等、その事情がわかるように記載をお願いします。問3幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を臨時休業等した場合、認定こども園こども要録についてはどのように記載すればよいか。○　認定こども園こども要録を幼保連携型認定こども園園児指導要録により作成している場合は、上記と同様の取り扱いにより記載をお願いします。認定こども園こども要録を幼稚園幼児指導要録等により作成している場合は、それぞれの取扱いにより記載をお願いします。 |

■内閣府ホームページ『新型コロナウィルス対応に関する通知・事務連絡等』

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html>

**◆新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大に**

**よる影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小**

**企業・小規模事業者への対応について（厚生労働省）**

令和2年3月17日、厚生労働省より標記事務連絡が発出されました。

これは、新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼすなか、中小企業・小規模

事業者から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が厚生労働省に

寄せられたことを踏まえたものです。

詳細は、別添の資料1をご参照ください。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について（前略）新型コロナウイルス感染症に関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性や必要性などを勘案して個別具体的に判断されるものではありますが、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、学校等の臨時休業、職員の感染等により職員の確保が困難となった場合等についても、要件に該当する場合は、労働基準法第33条第1項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出により、対象になり得るものであります。（後略）別添新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について1　中小企業等への配慮 2　労働基準法第33条の解釈の明確化⇒災害等による臨時の必要がある場合、労働基準監督署長の許可を受けて、または　事後の届出により、法定の労働時間を延長し、必要な限度において労働させることができるとの労働基準法第33条第1項の規定について、 ・新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合、手厚い看護が　必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合又は新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合 ・社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、学校　等の臨時休業、職員の感染等により職員の確保が困難となった場合 についても、労働基準監督署長の許可または届出により、対象となり得る。 ※上記は例示であり、新型コロナウイルス感染症に関連した感染症への対策状況、　当該労働の緊急性や必要性などを勘案して個別具体的に判断される3　1年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化 4　36協定の特別条項の考え方の明確化⇒今般の新型コロナウイルス感染症の状況については、36協定の締結当時に想定し得ないものであると考えられるため、例えば、36協定の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」に、繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症とするものであることが明記されていなくとも、一般的には特別条項の理由として認められるものであること。 |

**◆新型コロナウイルス感染症により機能停止等となっ**

**た社会福祉施設等に対する融資について（厚生労働省）**

令和2年3月10日、厚生労働省より標記事務連絡が発出されました。

独立行政法人福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった

社会福祉施設等に対する優遇融資として、融資率を100％に引き上げる等の措置を実施

しています。

詳細は、別添の資料2をご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症

情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 自治体・医療機関・社会福祉施設等向けの情報一覧

（新型コロナウイルス感染症）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html>

**◆「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」につ**

**いて（厚生労働省）**

令和2年3月9日、厚生労働省は、医療・介護・保育分野において、職業安定法及び職

業安定法に基づく指針を遵守していくことを有料職業紹介事業者自ら宣言いただく「医

療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」を新たに開始しました。

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用に当たって、民間の有

料職業紹介事業者（人材紹介会社）を利用し、人材の採用活動を行う際に、保育所等が

その対応に苦慮する事例が生じています。

このような問題を未然に防ぐため、平成29年に職業安定法が改正され、事業者の情報

提供の義務付けや適切な業務運営のためのルールの強化を通じて、保育所等が適切な

事業者を選ぶための環境整備が進められています。

今般、有料職業紹介事業者自らが宣言し、その企業が公表されています。詳細は別添

の資料3をご参照ください。

■厚生労働省「人材サービス総合サイト」とは

厚生労働省が運営しているサイトで、労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業者一覧を

はじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や最新情報、各職業紹介事業者の紹介実

績などの情報を提供しています。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

**◆令和2年度も「植山つる児童福祉研究奨励基金」**

**研究助成を募集いたします（全国社会福祉協議会）**

全国社会福祉協議会では、令和2年度の「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成

を引き続き募集いたします。

本研究助成は、児童福祉の実践処遇に情熱をもやし、自らの技術と専門性を高めるた

めに積極的に研究に励む保育士等の職員の研究活動を奨励するため、研究費の一部を

助成するものです。

【本研究助成の成り立ち】

この研究助成は、故 植山つる氏（元淑徳大学名誉教授）からのご寄付により、保育者

の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、昭和53年度に「植山

研究奨励基金」として発足したものです。

平成元年度からは、児童福祉施設に働く保育士ならびに指導員等職員に対象を拡大し、

「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称を改め、広く研究活動の奨励を図っています。

【助成金額／対象】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 助成金額 | 対象（研究期間は1年間とする） |
| 研究A | 20万円以内 | * 児童福祉法第7条に定める児童福祉施設に働く職員（個人・施設・グループ・団体）
* 児童福祉に関する自主研究
 |
| 研究B | 100万円以内 | * 児童福祉法第7条に定める児童福祉施設に働く職員（施設・グループ・団体）
* 児童福祉に関する自主研究であり、すでに基礎的な研究を終了し、さらに成果を発展させるための共同研究であること。ただし、学識者の協力を条件とする。
* 個人を除く。また、今年度内に、同じ研究テーマで、他の研究助成の対象となっている場合も除く。
 |

※本助成事業の趣旨により、児童福祉施設に働く「職員」が助成対象のため、施設長は申請者となれません。

【申込締切】

令和2年8月7日（金）必着

その他の詳細につきましては、下記ホームページに掲載の募集要項および申請書をご確認

ください。

■全国社会福祉協議会ホームページ

令和2年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集情報

<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/sponsor/20200306_ueyamatsuru.html>